

改正

令和 8 年 3 月 2 日告示第 11 号

恵那市 J ークレジット販売要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、恵那市（以下「市」という。）が再生可能エネルギー設備の導入において J ークレジット制度により取得した J ークレジット（以下「J ークレジット」という。）を、カーボンオフセットに取り組む市内事業者等に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) J ークレジット制度 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J ークレジット制度）実施要綱に基づき国が運営する制度をいう。
- (2) カーボンオフセット 商品を製造若しくはサービスを提供する過程、会議若しくはイベントの開催又は組織活動に伴って排出される温室効果ガスの排出量について、自ら認識し主体的に削減に努めるとともに、削減が困難な部分を J ークレジットの購入その他これに類する制度を利用して当該排出量の全部又は一部を埋め合わせる取組をいう。
- (3) 市内事業者等 市内に所在する企業、特定非営利活動法人若しくは個人事業者又は市内に居住する者若しくは勤務する者で構成され、かつ、その活動の拠点が市内に所在する団体をいう。
- (4) J ークレジット登録簿 J ークレジット制度において発行されるクレジットを管理し、当該クレジットの取得、保有、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。
- (5) 保有口座 J ークレジット登録簿において、J ークレジットを保有するための口座をいう。
- (6) 移転手続 J ークレジット登録簿において、自らの口座に記載された J ークレジットを他者の口座に移転するための手続をいう。
- (7) 無効化 カーボンオフセットで使用されたクレジットが再販売又は再使用をされることを防ぐために、当該クレジットを無効にすることをいう。

一部改正〔令和 8 年告示 11 号〕

(販売対象者)

第3条 Jークレジットの販売対象者は、市内事業者等とする。ただし、次の各号に掲げる市内事業者等はこの限りでない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする市内事業者等
 - (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とする市内事業者等
 - (3) 恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第2条第2号に規定する暴力団員が経営等を実質的に関与していると認められる市内事業者等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がカーボンオフセットの適正な実施ができないと認める市内事業者等
- （購入希望者の募集）

第4条 Jークレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の募集は、原則として市ウェブサイトによる公表その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 Jークレジットの販売は、市が保有する数量の範囲内で行うものとし、市長は、前項の募集に当たって市ウェブサイト等に販売することができる数量をあらかじめ公表するものとする。
- 3 Jークレジットの販売単価は、市長が別に指定するものとし、市長は、当該単価を前項のJークレジットの販売数量の公表に併せ公表するものとする。

（販売数量の単位）

第5条 Jークレジットの最低販売数量は、1トンとする。

- 2 Jークレジットは、1トン単位で販売を行う。

（購入申請）

第6条 購入希望者は、恵那市Jークレジット購入申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) Jークレジット購入計画書（様式第2号）
- (2) 定款（申請者が法人である場合に限る。）
- (3) 事業者等の概要調書（様式第3号）（申請者が法人でない場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（購入予定者の承認）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、市が当該申請を受理した順に当該申請内容を審査の上、購入予定者として承認し、恵那市Jークレジット購入予定者承認（不承認）通知

書（様式第4号）により通知する。

（契約書の作成）

第8条 市長は、前条の規定により購入予定者を承認したときは、契約書を作成し、取り交わすものとする。

（売買代金の納付）

第9条 前条に規定する契約書を取り交わした購入予定者（以下「購入者」という。）は、Ｊ－クレジットの売買代金を、市長が別に指定する期日までに、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

（Ｊ－クレジットの移転等）

第10条 市長は、購入者から売買代金の納付を確認した後、Ｊ－クレジット登録簿の操作により、市の保有口座から購入者が指定する口座へＪ－クレジットの移転手続を行うものとする。

2 市長は、購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、市がＪ－クレジットの無効化を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月2日告示第11号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。